令和７年（ヒ）第２０８４号

東京都港区西新橋１丁目６番13号柏屋ビル
清算株式会社　株式会社浅野製作所
代表清算人　浅野　大介

１　決定年月日　令和８年１月23日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

１　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、弁済しない。

２　各協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日をもって、各協定債権者が清算株式会社に対して有する債権の全額につき、その債務を免除する。

３　本協定の認可の決定が確定した後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、本清算手続の開始決定日現在における各協定債権者が清算株式会社に対して有する債権の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たに行われる弁済の限度でその効力を失うものとする。

（別紙省略）

以上

東京地方裁判所民事第20部

更生債権等の特別調査期間

令和７年（ミ）第３号

大阪市中央区博労町４丁目２番15号
更生会社　中川企画建設株式会社

特別調査期間　令和８年２月10日から令和８年２月13日まで

令和８年１月22日

大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

小規模個人再生による再生手続開始